

こ 保 運第 1421 号
令和 4 年 12 月 26 日

各保育・教育施設設置者 様
施設長・園長 様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」の策定について

日ごろから、本市保育・教育行政に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、10月12日に国が取りまとめた「こどものバス送迎・安全徹底プラン」の一環として、国土交通省が「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」を策定しました。

また、保育所等において送迎用バスを運行する場合は、当該自動車に安全装置の装備を義務付けるとともに、当該自動車への安全装置の導入の支援を行う予定ですが、いずれについても、装備する安全装置は、本ガイドラインに適合するものであることが求められますので、御留意ください。

なお、今後、国において、各施設・事業における安全装置の装備が円滑に進むよう本ガイドラインに適合する安全装置のリストを追って作成・周知することとしています。

詳細については、国通知をご確認ください。

<添付資料>

- ・国通知「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」の策定について

横浜市こども青少年局保育・教育運営課

担当：野村、泊ヶ山

電 話 045-671-3564

メール kd-uneishidou@city.yokohama.jp